

業務等質問回答書

提出日：令和7年12月9日

発注機関名	長野県消費生活センター	公告日	令和7年12月4日
業務名 業務箇所名	令和7年度消費者被害防止啓発広告等委託業務		
質問内容	<p>仕様書に記載されております 「Yahoo!、Google又はLINE等での検索連動広告」についてご質問です。 この検索連動広告は、GoogleやYahoo!などの検索エンジンで検索した際に その検索内容に連動して、検索画面に表示される広告が検索連動型広告と なります。 今回の仕様書の内容からしますと、 検索連動型ではなく、ディスプレイ広告ではないかと思いますが、 どちらが正しいでしょうか？</p>		

回答日：令和7年12月24日

回	答
	12月11日の回答でお答えしましたとおり、作成したバナーは、検索に連動して表示される形式が望ましいと考えますが、より多数の対象に効果的に啓発する観点からより良い方法がありましたら掲載媒体と合わせて御提案をお願いします。